

議第68号

令和3年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和3年度滋賀県の水道用水供給事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入および支出)

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業収益		千円 5,334,200	千円 △ 190,843	千円 5,143,357
	1 営業収益	4,528,877	27,856	4,556,733
	2 営業外収益	805,323	△ 218,699	586,624

支 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水道用水供給事業費用		千円 4,238,900	千円 △ 157,389	千円 4,081,511
	1 営業費用	4,046,104	△ 141,424	3,904,680
	2 営業外費用	192,796	△ 15,965	176,831

(資本的収入および支出)

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

(補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5,666,463千円は、減債積立金 579,953千円、建設改良積立金 1,980,346千円、過年度分損益勘定留保資金 2,641,261千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 464,903千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 3,618,500	千円 △ 897,088	千円 2,721,412
	1 企業債	3,317,000	△ 897,900	2,419,100

	3 出 資 金	231,300	△ 17,224	214,076
	4 諸 収 入	—	18,036	18,036

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 8,981,000	千円 △ 593,125	千円 8,387,875
	1 建 設 改 良 費	8,374,820	△ 590,427	7,784,393
	3 固 定 資 産 購 入 費	26,225	△ 12,684	13,541
	4 補 助 金 返 還 金	—	9,986	9,986

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
水 道 用 水 改 良 事 業 費	千円 1,667,000	千円 769,100
計	3,317,000	2,419,100

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 478,765	千円 38,117	千円 516,882
交 際 費	25	△ 15	10

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造